

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F R S
(登記社名 株式会社フォーバル・リアルストレート)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 浩 司
(J A S D A Q ・ コ ー ド 9 4 2 3)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 早 川 慎 一 郎
(T E L 0 3 - 6 8 2 6 - 1 5 0 2)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月26日に開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本店の所在地を、実質的な本社機能が存在する東京都千代田区に移転するものであります。(現行定款第3条)
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都渋谷区</u>に置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 省略 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 省略 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 変更なし 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第37条 変更なし 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>